



セカンドオピニオン

株式会社秋田銀行

2025 年 8 月 18 日

〈あきぎん〉グリーン定期預金フレームワーク

サステナブルファイナンス本部

担当アナリスト：大石竜志

格付投資情報センター(R&I)は秋田銀行の〈あきぎん〉グリーン定期預金フレームワーク(2025 年 8 月策定)が、以下の原則の趣旨に準じるものであることを確認した。

グリーンボンド原則(2025、ICMA)

■資金使途

事業区分	適格クライテリア
再生可能エネルギー	太陽光発電、風力発電、小規模水力発電、地熱発電、バイオマス発電(持続可能性が確認されたものまたは廃棄物由来のものに限る)に関する事業(設備の貸借、取得、建設、拡張を含む)

■オピニオンの位置付け

グリーンボンド原則は預金商品を想定して策定されたものではないため、同原則への適合性評価を本グリーン定期預金フレームワークではできない。一方、預金の受け入れはグリーンボンド発行による資金調達に相当するという整理の下、本フレームワークはグリーンボンド原則の各要素「調達資金の使途」「プロジェクトの評価と選定のプロセス」「調達資金の管理」「レポートイング」で求められる特徴を持つと確認できた。したがって R&I は本フレームワークがグリーンボンド原則の趣旨に準じるものであると判断した。

1. 秋田銀行の概要

- 秋田銀行は 1879 年に創業した秋田市に本店を置く地域銀行。秋田県内の預貸金シェアはトップで、県下を中心に本店ほか支店 96、出張所 1 の計 98 店(2025 年 3 月末)を展開する。
- 秋田銀行グループは地域とともに歩み、発展し知己の発展とともに栄える「地域共栄」を経営理念としている。地域課題の解決および環境課題への対応、顧客のニーズに応える質の高い金融・非金融サービスの提供を通じて、将来にわたる豊かな地域を実現するとともに、グループの持続的な成長・企業価値向上を実現し、地域から必要とされる金融グループになることを目指している。
- サステナビリティ経営方針のもと、2025-2027 年度中期経営計画において、5 つのマテリアリティ(重要課題)を整理(下表参照)しており、これらマテリアリティへの対応を通じて社会的価値と経済的価値の創出に努める。

■秋田銀行グループのマテリアリティ

5 つのマテリアリティ (重要課題)	リスク	機 会	主な取組み
地域の持続的成長	・地域経済の活力低下による地域企業の競争力低下、当行グループの収益基盤の縮小 ・地域の共助の仕組みやコミュニティの縮小	・地域事業者の経営課題解決に向けた新たな事業機会、地域のポテンシャルを活用した新規事業の創出 ・自治体等との連携による地域への新たな価値提供機会	・ビジネスパートナーとしての営業活動、地域価値共創事業の推進 ・移住・定住等を含む人材総合支援、長生きプロジェクトの推進
人生 100 年時代の暮らしのサポート	・お客さまのニーズ、ライフプランの多様化にともなう既存サービスの陳腐化 ・長寿化にともなう健康リスクの増加や少子高齢化にともなう社会保障の縮小	・多様なニーズ、ライフプランに対応した新たな商品・サービスの提供機会 ・健康リスクに対する保障ニーズの増加やシニア世代への社会参加要請の拡大	・ライフパートナーとしての営業活動、多様な商品・サービスの提供 ・シニア層向け商品・サービスの開発、長生きプロジェクトの推進
豊かな自然環境の維持と継承	・環境規制強化にともなうコストの増加 ・自然災害の激甚化による事業活動の影響や与信コストの増加	・脱炭素化に向けた設備更新ニーズや ESG 投資への需要拡大 ・防災・減災ニーズの高まり、地域の豊かな自然環境を活用した新たな事業機会	・サステナブルファイナンスへの取組み、地域・お客さまの脱炭素化支援 ・お客さまの災害リスク低減に向けた活動、地域の自然資本の維持・活用に向けた取組み
人的資本経営の実践	・採用や人材育成の遅れ等にともなう提供サービスの質・量の低下 ・多様性の喪失や従業員のエンゲージメント低下	・積極的な人材投資による企業価値および労働生産性の向上 ・働きやすく、働きたいのある職場の実現による優秀な人材の確保	・一人ひとりの「成長実感」を中心とした人的資本の充実に向けた取組み ・DEI への取組み、ハラスメント対応の強化、健康経営の推進
企業価値の持続的向上	・法令違反や不祥事、社会規範を逸脱した企業行動による信用の低下ならびに企業価値の毀損 ・不十分な情報開示によるステークホルダーからの信頼低下	・コーポレート・ガバナンス強化によるステークホルダーからの信頼・信用の獲得、社会的価値・経済的価値創出の拡大を通じた支持の獲得 ・適切な情報開示やコミュニケーションによるステークホルダーからの信頼獲得	・取締役会の実効性向上へ向けた取組み、コンプライアンスへの取組み、リスクマネジメントの強化 ・非財務情報を含む適切な情報開示、ステークホルダーとのコミュニケーションの拡充

- 秋田銀行グループは気候変動リスクが地域経済や当行の事業、財務面に大きな影響を与える可能性のある重要なリスクであると認識している。グループにおける CO₂ 排出量(Scope1,2)は、2027 年度に 2013 年度対比で 80%削減、2030 年度にネットゼロを目標としている。
- 秋田銀行は環境課題や社会課題の解決ならびに持続可能な社会の実現に資する投融資をサステナブルファイナンスと定義し、2022 年度から 2030 年度までの間に累計 5,000 億円の実行を目指している。今般開始する「グリーン定期預金」は、目標達成に向けて取り組む施策の一環である。

2. 調達資金の使途

調達資金の使途として示された対象プロジェクトは明確な環境改善効果をもたらす。調達資金の使途は適切である。

(1) 対象プロジェクト

- グリーン定期預金による調達相当額は本オピニオン 1 ページに記載の適格クライテリアを満たすプロジェクトの新規及び既存融資に充当される。既存融資に充当する場合は過去 3 年以内に実行された融資案件が対象となる。資金使途は、グリーンボンド原則で例示されている事業区分「再生可能エネルギー」に該当する。

■グリーン定期預金の概要

募集対象：	法人および個人
最低預入金額：	1,000 万円(大口定期預金同様に運用)
預入期間：	1 年
適用金利：	大口定期預金の店頭表示金利

(2) 環境改善効果

- 適格クライテリアの太陽光発電、風力発電、小規模水力発電、地熱発電、バイオマス発電(持続可能性が確認されたものまたは廃棄物由来のものに限る)に関する事業(設備の貸借、取得、建設、拡張を含む)は、全て再生可能エネルギーによる発電事業である。適合するプロジェクトは CO₂排出量の削減に寄与することが見込まれる。

<SDGs への貢献>

- グリーン定期預金から充当される適格プロジェクトは「7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに」「13. 気候変動に具体的な対策を」に貢献すると位置付けられる。



3. プロジェクトの評価及び選定のプロセス

環境面での目標、規準、プロジェクトの評価・選定のプロセス、環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセスが示されている。プロセスは、環境・社会に配慮したプロジェクトを選定するように定められている。評価・選定のプロセスは適切である。

(1) 環境面での目標

- ・ 本グリーン定期預金の環境面での目標は「気候変動の緩和」である。

(2) 規準

- ・ 適格クライテリアは秋田銀行グループが策定した「秋田銀行グループのサステナビリティ方針」を考慮し決定した。具体的な適格基準は本オピニオン 1 ページに記載の適格クライテリアの通り。

(3) 評価・選定の判断を行う際のプロセス

- ・ 適格クライテリアの設定および適格クライテリアと「秋田銀行グループ サステナビリティ経営方針」に基づき秋田銀行が掲げる重要課題“豊かな自然環境の維持と継承”との整合性の確認は、本件を企画した営業企画部およびサステナビリティ推進を所管する経営企画部サステナビリティ推進室で実施した。適格プロジェクト融資の選定は、審査部が融資審査を実施のうえ、営業企画部で適格性を確認する。

(4) 環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセス

- ・ 環境や社会に対してマイナスの影響を与える可能性のある特定の事業等に対し「特定事業等に対する融資方針」を定め、原則として取り組まない。具体的には①石炭火力発電所の新規建設を資金使途とする融資、②違法な森林伐採や生物多様性の毀損につながる開発等、環境に重大なマイナスの影響を与える可能性のある融資、③人身売買、児童労働または強制労働に関与する事業者に対する融資、④対人地雷、クラスター弾等の非人道的な兵器の製造に関与する事業者に対する融資である。
- ・ 対象プロジェクトの融資案件ごとに、「特定事業等に対する融資方針」に照らし、地域価値共創部が対象プロジェクトの融資案件ごとに環境・社会的リスクについて検証する。また、審査部による審査過程においても同様に環境・社会的リスクの評価を実施することで融資の可否判断を行う。プロジェクトによって生じるネガティブ・インパクトを軽減・回避するための対応がとられている。

4. 調達資金の管理

調達資金をグリーンプロジェクトに充当するための追跡管理の方法、未充当資金の運用方法が示されている。調達資金の管理は適切である。

- ・ 調達資金の充当状況は、営業企画部が関連部署（審査部、地域価値共創部、経営企画部）と連携のうえ管理する。グリーン定期預金による調達資金総額、使途への充当済資金、未充当資金は、電子ファイルにて管理する。
- ・ 調達資金が適格プロジェクトへの融資に充当するまでの間は、現金または現金同等物で運用される。

5. レポーティング

開示(報告)のタイミング、方法、開示(報告)事項が示されている。環境改善効果に係る指標は環境面での目標に整合している。レポーティングは適切である。

(1) 開示の概要

- レポーティングの概要は以下の通り。

	開示事項	開示タイミング	開示方法
資金充 当状 況	・充当したプロジェクトの内容 ・グリーン定期預金残高 ・融資残高 ・未充当金額	グリーン定期預金残高が存在する間、概ね四半期ごと	秋田銀行のウェブサイト
環境改善効果	・CO₂排出削減(見込)量(t-CO₂)	グリーン定期預金残高が存在する間、年に1回以上	

- 大きな状況の変化があった場合、適時開示する。

(2) 環境改善効果に係る指標

- 環境改善効果は、環境面の目標である「気候変動の緩和」に整合する定量指標としてCO₂排出削減(見込)量(t-CO₂)で示される。

以 上

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとし）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとし）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。